

様式第1号(第4条第1項/附則第2条第1項関係)農業用ため池の届出

農業用ため池の届出書			
		年 月 日	
〇〇都道府県知事 殿		届出者氏名 (法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		.....	
		住所	
		.....	
		電話番号	
		.....	
農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項/附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
ふりがな			
ため池の名称			
ため池の所在地			
所有者	氏名(名称)		
	住所		
	代表者 (法人の場合)		
	共有者	他 名(別紙)	
管理者	氏名(名称)		
	住所		
	代表者 (法人又は団体の場合)		
	管理の内容		
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)	
堤高(m)		堤頂長(m)	
			総貯水量(m3)
[添付資料](案)			
(1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)			
(2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)			
(3) その他参考となるべき書類			

(備考)

- 1 附則第2条第1項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合。
- 2 管理の権原の種類は該当する項目を○で囲むこと。
- 3 管理者は、所有権以外の権原に基づいて管理を行う者である。



様式第2号（第4条第2項／附則第2条第2項関係）農業用ため池の変更届出

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項（附則第2条第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

[備考]

- 1 附則第2条第2項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合

様式第3号（第4条第2項関係）農業用ため池の廃止届出

農業用ため池の廃止届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後のため池、敷地の利用計画

様式第 12 号（第 8 条第 1 項又は第 3 項関係）行為制限に関する許可申請・協議

特定農業用ため池における行為 許可申請 協議 書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条 第 1 項 第 3 項 の規定に基づき、下記の行為について  
許可を申請 協議 します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

[備考]

- 1 許可申請 第1項 許可を申請  
協 議 第3項 協 議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 行為の計画については、行為の内容の記述の末尾に、「（計画の詳細は、別様の計画書及び計画図等による）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式第 15 号（第 9 条第 1 項関係）防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類  
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

[備考]

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、防災工事に着手する日の30日前までに届け出ること。